

◎佐賀県条例第19号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和46年佐賀県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表（第31条の2関係）			別表（第31条の2関係）		
納付義務者	手数料	額	納付義務者	手数料	額
1～8 略			1～8 略		
9 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は第88条第2項において準用する場合を含む。）又は法第18条第24項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定を受けようとする者	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	<u>120,000円</u>	9 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は第88条第2項において準用する場合を含む。）又は法第18条第24項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定を受けようとする者	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	<u>108,000円</u>
9の2～16 略			9の2～16 略		
			<u>16の2 法第52条第6項第3号の規定</u>	<u>建築物の容積率の特例認定申請手数料</u>	<u>23,000円</u>

改正前		改正後		
		による建築物の容積率に関する特例の認定を受けようとする者		
17・17の2 略		17・17の2 略		
		17の3 法第53条第5項各号の規定による建築物の建蔽率に関する制限に係る特例の許可を受けようとする者	建築物の建蔽率に関する制限に係る特例許可申請手数料	41,000円
18～20 略		18～20 略		
		20の2 法第55条第3項の規定による建築物の高さ制限に係る特例の許可を受けようとする者	建築物の高さ制限の特例許可申請手数料	151,000円
21 法第55条第3項各号の規定による建築物の高さ制限に係る適用除外の許可（次号に係る許可を除く。）を受けようとする者	略	21 法第55条第4項各号の規定による建築物の高さ制限に係る適用除外の許可（次号に係る許可を除く。）を受けようとする者	略	

改正前		改正後	
21の2 法第55条第3項各号の規定による建築物の高さ制限に係る適用除外の許可（包括同意を得ている許かに限る。）を受けようとする者	略	21の2 法第55条第4項各号の規定による建築物の高さ制限に係る適用除外の許可（包括同意を得ている許かに限る。）を受けようとする者	略
22～23 略		22～23 略	
23の2 法第57条の2第1項の規定による特例容積率の限度の指定を受けようとする者	特例容積率適用地区における特例容積率の限度指定申請手数料	23の2 法第57条の2第1項の規定による特例容積率の限度の指定を受けようとする者	特例容積率適用地区における特例容積率の限度指定申請手数料
	45,000円に2を超える敷地の数に13,000円を乗じて得た額を加算した額		40,000円に2を超える敷地の数に13,000円を乗じて得た額を加算した額
23の3・23の4 略		23の3・23の4 略	
		23の5 法第58条第2項の規定による高度地区における建築物の高さの最高限度に係る特例の許可を受けようとする者	高度地区における建築物の高さの最高限度に係る特例許可申請手数料
			151,000円
24～29 略		24～29 略	
30 法第68条の5の2第2項の規定による建築物の各部	略	30 法第68条の5の3第2項の規定による建築物の各部	略

改正前			改正後		
分の高さ制限に係る適用除外の許可を受けようとする者			分の高さ制限に係る適用除外の許可を受けようとする者		
31 法第68条の5の4第1項又は第2項の規定による建築物の容積率等の制限に係る適用除外の認定を受けようとする者	略		31 法第68条の5の5第1項又は第2項の規定による建築物の容積率等の制限に係る適用除外の認定を受けようとする者	略	
32 法第68条の5の5の規定による建築物の建蔽率の算定に係る建築面積不算入の認定を受けようとする者	略		32 法第68条の5の6の規定による建築物の建蔽率の算定に係る建築面積不算入の認定を受けようとする者	略	
33・34 略			33・34 略		
34の2 法第85条第6項の規定による小規模仮設興行場等（地階を除く階数が2以下かつ床面積が500平方メートル以下の建築物	小規模仮設興行場等 建築許可申請手数料	<u>55,000円</u>	34の2 法第85条第6項の規定による小規模仮設興行場等（地階を除く階数が2以下かつ床面積が500平方メートル以下の建築物	小規模仮設興行場等 建築許可申請手数料	<u>49,000円</u>

改正前			改正後		
に限る。)の建築の許可を受けようとする者			に限る。)の建築の許可を受けようとする者		
34の3 略			34の3 略		
35 法第86条第1項の規定による <u>複数建築物</u> に関する特例の認定を受けようとする者	総合的 <u>設計</u> による一団地の建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が2である場合にあつては <u>78,000円</u> 、建築物の数が3以上である場合にあつては <u>78,000円</u> に2を超える建築物の数に <u>28,000円</u> を乗じて得た額を加算した額	35 法第86条第1項の規定による <u>建築物</u> に関する特例の認定を受けようとする者	一団地の建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が <u>1又は2</u> である場合にあつては <u>68,000円</u> 、建築物の数が3以上である場合にあつては <u>68,000円</u> に2を超える建築物の数に <u>27,000円</u> を乗じて得た額を加算した額
36 法第86条第2項の規定による複数建築物に関する特例の認定を受けようとする者	既存建築物を前提とした総合的 <u>設計</u> による建築物の特例認定申請手数料	建築物（ <u>既存建築物を除く</u> 。以下この号において同じ。）の数が1である場合にあつては <u>78,000円</u> 、建築物の数が2以上である場合にあつては <u>78,000円</u> に1を超える建築物の数	36 法第86条第2項の規定による複数建築物に関する特例の認定を受けようとする者	既存建築物を前提とした総合的 <u>設計</u> による建築物の特例認定申請手数料	建築物（ <u>建築等をするものに限る</u> 。以下この号において同じ。）の数が1である場合にあつては <u>68,000円</u> 、建築物の数が2以上である場合にあつては <u>68,000円</u> に1を超える建築物

改正前			改正後		
		に28,000円を乗じて得た額を加算した額			の数に27,000円を乗じて得た額を加算した額
36の2 法第86条第3項の規定による一団地の建築物の容積率等の制限に係る特例の許可を受けようとする者	総合的設計による一団地の建築物の容積率等の制限に係る特例許可申請手数料	略	36の2 法第86条第3項の規定による一団地の建築物の容積率等の制限に係る特例の許可を受けようとする者	一団地の建築物の容積率等の制限に係る特例許可申請手数料	略
36の3 法第86条第4項の規定による一団の土地の建築物の容積率等の制限に係る特例の許可を受けようとする者	既存建築物を前提とした総合的設計による一団の土地の建築物の容積率等の制限に係る特例許可申請手数料	110,000円に既存建築物を除く1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	36の3 法第86条第4項の規定による一団の土地の建築物の容積率等の制限に係る特例の許可を受けようとする者	既存建築物を前提とした総合的設計による一団の土地の建築物の容積率等の制限に係る特例許可申請手数料	110,000円に1を超える建築物（建築等をするものに限る。）の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
37 法第86条の2第1項の規定による1敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定を受けようとする者	1敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	建築物（1敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合においては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっ	37 法第86条の2第1項の規定による1敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は1敷地内認定建築物の新築又は1敷地内認定建築物についての増築等の認定を受けようとする者	1敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は1敷地内認定建築物についての増築等の認定申請手数料	建築物（1敷地内認定建築物以外の新築又は1敷地内認定建築物の増築等をするものに限る。以下この号において同じ。）の数が1である場合

改正前			改正後		
		ては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額			にあつては68,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては68,000円に1を超える建築物の数に27,000円を乗じて得た額を加算した額
37の2 法第86条の2第2項の規定による1敷地内認定建築物以外の建築物の容積率等の制限に係る特例の許可を受けようとする者	1敷地内認定建築物以外の建築物の容積率等の制限の特例許可申請手数料	110,000円に1敷地内認定建築物を除く建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	37の2 法第86条の2第2項の規定による1敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は1敷地内認定建築物について増築等をする場合の建築物の容積率等の制限に係る特例の許可を受けようとする者	1敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は1敷地内認定建築物について増築等をする場合の建築物の容積率等の制限の特例許可申請手数料	110,000円に建築物（1敷地内認定建築物以外の新築又は1敷地内認定建築物の増築等をするものに限る。）の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
37の3 法第86条の2第3項の規定による1敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可を受けようとする者	1敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料	110,000円に1敷地内許可建築物を除く建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	37の3 法第86条の2第3項の規定による1敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は1敷地内許可建築物について増築等の許可申請手数料	1敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は1敷地内許可建築物について増築等の許可申請手数料	110,000円に建築物（1敷地内許可建築物以外の新築又は1敷地内許可建築物の増築等をするも

改正前			改正後		
			ついでに増築等の 許可を受けようと する者		のみに限る。)の数 に28,000円を乗じ て得た額を加算 した額
38～42 略			38～42 略		
備考 略			備考 略		

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第17号の2の次に1号を加える改正規定、同表第30号から第32号までの改正規定、同表第35号の改正規定（「78,000円」を「68,000円」に、「28,000円」を「27,000円」に改める部分を除く。）及び同表第36号の2の改正規定は、公布の日から施行する。